

役員等及び委員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖風会（以下「この法人」という。）の定款 第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員、苦情対応第三者 委員、評議員選任解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。また、苦情対応第三者委員、評議員選任解任委員を委員等という。

(理事長及び業務執行理事の報酬)

第3条 常勤の理事長には、別表1に定める報酬を支払うことができる。
2. 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する業務執行理事は、職員給与に加え役員等兼任手当を支給する。

(報酬の支給日及び支給方法)

第4条 報酬の支給日及び支給方法は、職員「給与規程」に準ずる。

(評議員会及び理事会の出席報酬)

第5条 評議員が評議員会に出席したとき及び役員が理事会に出席したときは、別表2により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。
2. 評議員会へ出席し、議題・議案を説明する理事、監事にも同様に報酬を支払うことができる。

(役員等の報酬)

第6条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる。
2. 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる
3. 役員等の慶弔金などについては、別に定める。

(監事の報酬)

第7条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる。

(委員等の報酬)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合にあっては、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2. 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる。
3. 評議員選任解任委員が、理事長の命を受けて評議員選任解任委員会の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 旅費は、実費を支給する。
3. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
4. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改 正)

第10条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成2年11月1日より適用する。
平成15年 3月28日 一部改正
平成16年10月27日 一部改正
平成20年 5月28日 一部改正

平成 20 年	6 月	1 日	一部改正
平成 29 年	4 月	1 日	一部改正
平成 29 年	6 月	1 日	一部改正
平成 30 年	1 月	1 日	一部改正

別表1

名 称	報 酬	旅 費 等
報酬年俸 理事長	評議員会で承認された金額	実費弁償
役員等兼務手当 業務執行理事		実費弁済

別表2

名 称	報 酬
評議員会出席報酬等	17,000円
理事会出席報酬等	17,000円
苦情対応第三者委員 評議員選任・解任委員	弁護士 22,000円 学識経験者 17,000円

※会長・顧問については、交通費のみの支払いとする。

別表3

名 称	報 酬	その他の費用
役員及び評議員業務報酬等	15,000円	実費
監事監査指導報酬等	20,000円～ 50,000円	実費
苦情対応第三者委員 評議員選任・解任委員	弁護士 20,000円 学識経験者 15,000円	実費

別表4

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他の費用
実費	15,000円	15,000円	実費

評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖風会（以下「この法人」という。）の定款 第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員、苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事長及び業務執行理事の報酬)

第3条 常勤の理事長には、別表1に定める報酬を支払うことができる。
2. 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する業務執行理事は、職員給与に加え役員等兼任手当を支給する。

(報酬の支給日及び支給方法)

第4条 報酬の支給日及び支給方法は、職員「給与規程」に準ずる。

(評議員会及び理事会の出席)

第5条 評議員が評議員会に出席したとき及び役員が理事会に出席したときは、別表2により報酬（交通費を含む）を支払うことができる。
2. 評議員会へ出席し、議題・議案を説明する理事、監事にも同様に報酬を支払うことができる。

(評議員及び役員等の報酬)

第6条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる。
2. 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる
3. 役員等の慶弔金などについては、別に定める。

(監事の報酬)

第7条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる。

(苦情対応第三者委員及び評議員選任解任委員の勤務報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬（交通費を含む）を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合にあっては、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2. 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる。
3. 評議員選任解任委員が、理事長の命を受けて評議員選任解任委員会の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び業務遂行に必要な経費の実費を原則として支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 旅費は、実費を支給する。
3. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
4. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改 正)

第10条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成2年11月1日より適用する。
平成15年3月28日 一部改正
平成16年10月27日 一部改正

平成20年	5月28日	一部改正
平成20年	6月 1日	一部改正
平成29年	4月 1日	一部改正
平成29年	6月 1日	一部改正
平成30年	1月 1日	一部改正